

令和6年第5回

# 荒川区教育委員会定例会

令和6年3月15日  
於)ムーブ町屋 会議室

荒川区教育委員会

令和6年荒川区教育委員会第5回定例会

- |        |  |   |
|--------|--|---|
| 1 日 時  | 令和6年3月15日  | 午後5時00分   |
| 2 場 所  | ムーブ町屋 会議室  |   |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>委 員   | 高 梨 博 和<br>坂 田 一 郎<br>小 林 敦 子<br>繁 田 雅 弘<br>長 島 啓 記   |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長<br>教育総務課長<br>教育施設課長<br>教育施設計画担当課長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>地域文化スポーツ部長<br>文化交流推進課長<br>生涯学習課長<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 三 枝 直 樹<br>山 形 実<br>的 場 寛<br>田 中 欣 也<br>佐 藤 彰 洋<br>下 条 知 淑<br>杉 山 茂<br>谷 井 千 絵<br>須 田 具 子<br>青 谷 宗 彦<br>原 田 正 伸<br>松 本 典 之<br>齋 藤 一 幸<br>丸 田 恭 雅<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 報告事項

ア 区議会定例会・2月会議について

イ 荒川区不登校支援ガイドラインの策定について

ウ 荒川区芸術文化振興プラン(案)の策定について

エ 令和5年度「奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会」の結果について

( 2 ) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和6年第5回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

12月8日開催の第23回定例会及び1月12日開催の第1回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと考えてございます。恐縮ですが、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。

本日は、報告事項4件となっております。

初めに、報告事項ア「区議会定例会・2月会議について」を議題といたします。三枝教育部長、説明をお願いします。

教育部長 それでは、令和5年度区議会定例会・2月会議の質疑につきまして御報告いたします。今回につきましては5人の区議から7項目にわたって質問がございました。

まず、1人目が自民党の明戸議員から「子どもたちの笑顔のために」ということで、不登校対策についての質問がございました。不登校対策につきましては誰ひとり取り残さないように支援をとという趣旨での御質問になってございます。

答弁といたしましては、今回、令和6年度予算で新規事業として新たに打ち出しております登校サポートスタッフ、それから民間のフリースクール等に通わせている保護者への経費負担がございまして、それを御説明した後に、最後のところで議員の質問趣旨を十分に踏まえて不登校児童生徒が幅広い選択肢の中で安心して学び、自己肯定感を高めながら自らの手で未来を切り拓いていけるよう、誰ひとり取り残さないきめ細やかな支援に努めてまいるというところで答弁してございます。

続きまして、2人目がゆいの会の大月議員からでございます。今年度から新NISAが導入されてございますけれども、それを踏まえまして小中学校においてもマネーリテラシーや投資についての教育を行うべきだという内容の質問がございました。

これに対します答弁ですが、義務教育段階では現行の学習指導要領に基づきまして、経済の仕組みや消費生活についてのカリキュラムが組まれておりますという御説明をした後に、さらに本区独自の取組といたしまして、区立中学校において金融機関が派遣するゲストティーチャーによる金融等に関する出前授業も実施していますという内容で答弁をしてございます。次の学習指導要領の動向を注視しながら、マネーリテラシー教育の指導の在り方につい

て検討していくという内容で答弁してございます。

続きまして、3人目が維新・子育ての会の山田区議から「教育現場の働き方改革について」というところで、具体的には外部人材の活用をしっかりとしましようという内容なのですが、実は東京都の公益財団法人東京都教育支援機構が運営してございますティープロサポーターバンクという人材バンク制度がございまして、これを積極的に活用すべきだろうという内容の質問でございました。

答弁ではもう既に使っていますという内容を御説明した後に、今後も積極的に活用しながらということで、校長会を通して学校に働きかけてまいりますという内容で答弁してございます。

続きまして、共産党の相馬区議から「ミソジニーから抜け出すための包括的性教育を」ということで、相馬区議は以前も包括的性教育を小中学校でも行うべきという内容の主張がございましたけれども、今回につきましては、ここに詳しくは書いてございませんが、質問の中で今年初めの能登半島の地震におきまして、避難所に生理用品をとという要望に対しまして、SNS等で「災害時にわがまを言うな」ですとか「女性優遇だ」といった声が多数あったこと。それから、昨年東京都で初めてになりますけれども、痴漢被害実態調査というものが行われておりまして、そこで女性の45.4%、男性の8.6%が被害に遭っていると。しかも女性が最初に被害に遭ったのが、高校生以下が53.2%、小中学生でも17%いたというところで、かなり被害が多いのではないかとこのところがございます、それを受けて若年層への包括的性教育の普及促進が痴漢防止の意識醸成へとつながるという中で、実は学習指導要領では行き過ぎた性教育を行わないよう歯止め規定が設けられているだろうと。そういった状況はあるけれども、学校現場でしっかりと包括的性教育を行うべきだという内容の御質問でございました。

答弁といたしましては、まず学校において学習指導要領に基づいて、理科や保健体育等の教科において性教育に関わる授業を行っておりますという内容で説明をいたしまして、最終的に今後も人権教育の観点から、お互いを尊重する社会を目指し、児童生徒の発達の段階に即して正しく理解できるよう、性教育の指導を推進していくという内容で答弁してございます。

次が、日本保守党の小坂区議から3項目の質問を頂いてございまして、「様々な歪みの是正を」という大きなテーマの中での3項目になってございます。

1項目めが、人権教育研修会についてということで、教員向けの人権教育研修を行っているのですが、2年ごとに部落解放同盟の講師の方を招いて研修を行っておりまして、2年に1回荒川区の同和の歴史を研修のテーマにする必要はないだろうと。この区議は中国のこと

を「チャイナ」と呼んでいるのですけれど、チャイナによるウイグル人への弾圧や、拉致問題についても取り上げるべきという内容での質問でございました。

これに対しまして答弁といたしましては、人権教育については児童生徒が多様性を尊重しながらあらゆる差別を許さないという人権感覚を醸成できるよう、テーマ設定や講師の選定を適切に行いながら、より一層人権教育の推進に努めていくという内容で答弁してまいります。

小坂区議2項目めが、「性自認に基づく部活に参加促進」との政府や教育委員会の姿勢は是正すべきということで、具体的に申し上げますと、中学校の部活動の大会におきまして、自認する性別に係る活動への参加、要は女性であると性自認している男子が、女子のスポーツ大会に参加すれば、身体能力は男性なので優位な成績をとってしまうだろうと。男女の身体能力を無視した不公平な状況を作り出すので、これは是正すべきだという内容の質問でございました。

これに対します答弁ですが、当事者である生徒の心情等に十分配慮しながら、文部科学省が示した方針等を踏まえ、適切に対応してまいるという内容で答弁してまいります。

小坂区議3項目めが、性犯罪被害、虐待、特殊な育ち、思春期の揺れなどから性自認に混乱、錯誤、揺れ、妄想が生じる例があり、心理カウンセラーをしっかりとやりましょうと。ただ、その際LGBTについての偏向した教材や、偏った指導があると誤った誘導ですとか固定化がされかねないので、自治体として危機感を持って向き合うべきだという内容でございました。

簡単に申し上げますと、中学生ぐらいになりますと、自分の性に対して何となく違和感を覚えるというのがあるのですけれども、これは思春期によくあることで、時間の経過とともに違和感は薄れていくものだろうと。そういったときにLGBTに偏った教材を用いたり、指導したりすれば誤った誘導ですとか、性の違和感に固定化がされかねないので、そこについては是正すべきという内容の質問でございました。

これにつきまして答弁でございますけれども、教育委員会といたしましては今後も性自認や性的指向をはじめ様々な児童生徒の悩みに寄り添い、子どもたちが自己肯定感を高め、自分を大切にしながらいきいきと学校生活を送ることができるよう環境整備に努めていくという内容で答弁をしてまいります。

以上が、2月会議の質疑の内容でございます。

これとは別に予算特別委員会が今週の火曜日まで開催されてございまして、教育費につきましても先週の3月8日金曜日の午後から、今週の3月11日月曜日の午後ちょっとぐらいまでかけて、大体4時間弱ぐらい質疑がございました。全体で14人の区議の先生方から質

問を頂いたのですけれども、そのうち10人の方から不登校対策の御質問を頂いたというところで、先ほどの本会議の質疑内容のところでもございましたが、6年度予算におきまして不登校対策の新規事業を組んでいたものですから、また、全国的に不登校が増えている中で、区議の先生方、かなりそこに意識があったのかなという内容でございます。

これ以外にも令和6年度に準備して、令和7年度からタブレットパソコンを更新するのですけれども、それに関する質問ですとか、給食の無償化につきまして、東京都の方も補助をしてもらえるような形に来年度からなるのですが、それに関する質問。あと、主なもので申し上げますと、デートDVの出前講座ですとか、防災ヘルメットを今年度中学校に配布しているのですが、小学校にも配布すべきという内容。それから、部活動の地域移行に関する質問ですとか、また、来年度から学校プールにつきましては、小中学校1校ずつ民間、外部のプールを活用しながら試行でやる予定になってございますが、その具体的な内容についての質問ですとか、それ以外では英語教育の充実につきましても、NEAを、大幅に回数を増やしたりですとか、あるいはTGG(TOKYO GLOBAL GATEWAY)に小学校6年生で参加できるような経費を今、予算計上しているのですが、そういった内容についての質疑がございました。

本会議の質疑、それから予特につきましては以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

長島委員。

長島委員 では、幾つかよろしいでしょうか。一つ目は、先ほど不登校対策についての質問が多かったということで、一般質問の方でも登校サポートスタッフを配置と出ていますよね。これは全校に配置で、登校サポートスタッフというのはどんなことをやって、どのような人がスタッフになるのかということの説明していただけますか。

教育センター所長 登校サポートスタッフの内容ですけれども、基本的に各学校で空き教室や保健室へ別室登校しているお子さんに対して、そこに支援員を配置して、その子たちの見守りを行うのが登校サポートスタッフでございます。また、例えば自宅から外に出られないお子さんに対して家庭訪問、アウトリーチ支援をすることも登校サポートスタッフの仕事でございます。

長島委員 新たにと書いてあるけれど、これまでは配置されていなくて、来年度からということですか。

教育センター所長 これまでは教員が空き時間に支援をしていたのですけれども、来年度から新たに登校サポートスタッフを配置するものでございます。

長島委員 分かりました。それから、教員の働き方改革で、外部人材でサポーターバンクです

ね。実績というか、前も聞いたような気がするのですが、結構難しいとお聞きしたので、どんな感じなのでしょうか。

指導室長 ティープロにつきましては、現在、ほぼすべての学校が産休育休代替教員の募集については使う仕組みになりましたので、すべての学校が今、利用しているところでございます。

長島委員 あと、これは感想になりますけれども、包括的性教育は、見ていたら、ユネスコ由来の結構広いあれで、性教育というと、これまでちょっと固定観念があったのですが、これを機会に勉強してみたいと思いましたという感想です。以上です。

教育センター所長 先生がおっしゃったとおり、包括的性教育というのはユネスコの方で決められたものでございまして、あくまで学校では、学習指導要領の範囲の中で性教育を行っていくところでございます。

教育長 小林委員。

小林委員 私も幾つか質問させていただきたいのですが、まず、1枚目の明戸議員の質問の中で、登校サポートスタッフがありまして、もう少し御説明をお願いできますでしょうか。具体的にどういう方が担当されておられて、どういう形で別室での支援、あるいはアウトリーチ支援が行われているのか、議員さんの方でも不登校対策に関しては御関心の分野だと思いますので、その点についてお伺いしておきたいと思っております。実際、学校現場、荒川区だけではなくて、東京都のほかの自治体の学校に行っても、かなり不登校のお子さんが増えているような話もお伺いします。不登校対策は非常に重要で、登校サポートスタッフの存在は重要かと思っておりますので、お伺いさせていただきました。

それと、2ページ目ですが、少額投資非課税制度ですけれども、日本の学校教育の中で、マネーリテラシーは今まではあまりされてこなかった分野だと思うのです。ただ、これから世界が流動化していく中で、こういった新しい内容を学んでいくというのは非常に大事だと思っております。答弁内容で具体的なことが書かれているのですが、何かありましたら補足ということをお願いしたいと思っております。

それと3ページ目で、長島委員も御質問されたティープロサポーターバンクですが、ここに登録されておられる方はどういった方でしょうか。例えば定年退職を迎えられた校長先生であるとか、どういった方が所属されているのかということに関しまして、補足説明をお願いしたいと思っております。

それと4ページ目、包括的性教育ですが、今まで日本の学校教育におきまして、性教育というのはややデリケートな分野ですので、取り上げにくさがあったかと思えます。ただ、重要な部分ですし、性教育と人権教育、あるいは性教育と命の教育というか、私たちはどこか

ら来て、どこに生まれて、どう育っていくのかというか、命の教育とリンクできると豊かな教育になるかなと思っている次第です。

幾つか質問させていただきましたが、よろしくお願ひいたします。

教育センター所長 登校サポートスタッフについて、教育センターの方から御説明させていただきます。まず、どのような方かというところでございますけれども、退職した教員とか、教員を経験した方が一番望ましいところではございますが、なかなか人材もないところがございますので、例えば熱意がある方、意欲のある方というところで募集をかけてございます。

2点目のどのぐらい学校に入るのかというところで、週3回の1日4時間程度というところを現在目安として考えてございます。以上でございます。

指導室長 大月議員のマナーリテラシー教育についてお答えいたします。現在、マナーリテラシー教育というのは高等学校の学習指導要領に載っておりまして、小中学校では消費者教育という枠組みの中で消費者行動、またよりよいお金の使い方などについて触れているところがございます。

例えば小学生では、家庭科5・6年生、それから中学校でもやはり家庭科で使われております。例えば消費生活で環境のところでは、子どもたちが課題を持って持続可能な社会の構築に向けて考えて、工夫する考えを通して、金銭の管理・購入や消費者の権利、責任、そして消費生活の環境についての課題と実践といったところを学ぶことになっております。

この議員から御質問のありましたマナーリテラシー教育といったところは、その先にあるものでございますので、そういった説明をさせていただきながら、発達段階に応じてここに書いてございます金融機関が派遣するゲストティーチャー、これはみずほ銀行さんなのですが、そういったところと連携しながら発達段階に応じてしておりますという回答をさせていただいたところでございます。

続きまして、山田議員のティープロサポーターバンクの登録者の御質問、ありがとうございました。こちらはかなり細分化されて、「こんなお仕事がありますのでいかがですか」という登録の仕方になっています。例えば無償ボランティア、それから有償ボランティア、先ほど申し上げた教員として働きたい人という枠組みで、セグメントで応募したい人が自分に合った仕事はどんなものかなというところでやっていただいています。例えば放課後の見守りをしたいなといった方がいらっしゃれば、そこでも結構ですし、きちんとなりわいとして働きたいという方がいらっしゃれば、それで。というところで、様々な方々がそれぞれの目当てに応じて登録していただいている実態がございます。

教育センター所長 性教育に関しましては、学習指導要領の中で示されておりまして、主に保

健体育の授業の中で教科書を使いながら指導しているところでございます。東京都の方も『性教育の手引』というものを出示しておりまして、それに従いながら授業を行ってございます。また、委員おっしゃるとおり、命の教育というところで、国の方で推奨している命の安全教育、性暴力・性被害を防止するということで、そういったものとリンクさせながら性教育を進めていくというところで実施をしてございます。

小林委員 ありがとうございます。今のティープロサポーターバンクは、優れた制度だと思われれます。学校現場ではいろいろな仕事がありますが、それを分けて分担していくのはとても良いと思うのです。この部分はできるのでどなたかに担っていただくというか、そうしたマッチングがうまくできるといいですね。

指導室長 今、委員、御指摘いただいたように、学校側からこういう仕事が欲しいということを書き込んで、事務局がそれを探してくれる機能もございますので、さらに私どもも活用を推進していこうと思っておりますし、今回、2月の校長会にティープロの事務局の方をお招きして、直々に改めて説明して周知を図りました。また今後とも活用を促進していきたいと思っております。ありがとうございます。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。では、次に移らせていただきます。報告事項イ「荒川区不登校支援ガイドラインの策定について」を議題といたします。杉山教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 11ページを御覧ください。「荒川区不登校支援ガイドラインの策定について」を御説明させていただきます。ポイントといたしましては、今まで東京都のガイドラインに準じてきましたけれども、不登校児童生徒一人一人に寄り添った適切な支援を行うために「荒川区不登校支援ガイドライン」を策定しましたので、報告させていただきます。

1番、目的でございますが、不登校児童生徒に関わる教職員が支援の在り方について理解を深め、寄り添った対応ができるようにするとともに、不登校児童生徒の社会的自立のため多様な選択肢を用意し、不登校児童生徒の保護者の不安を解消できるようにするために作成をしたものでございます。

内容といたしましては、第1章「不登校の未然防止、早期支援の取組」、第2章「不登校児童生徒への支援メニュー」、第3章「出席の取扱いについて」、第4章「保護者の皆さんへ」、第5章「補助資料」という構成になってございます。

少し中身を御説明させていただきます。20ページを御覧ください。第1章のところの不登校の早期発見、早期対応を記載してございます。子どもたちの心のサインやSOSを教員がすぐに察知し、支援に結びつけることができるよう、児童生徒が2日連続して欠席をした

ら電話連絡をする。3日連続して欠席したら家庭訪問を行い、ケース会議を開催するなど、取組例を示してございます。

続きまして21ページを御覧ください。第2章につきましては不登校児童生徒への様々な選択肢である支援メニューを記載してございます。まず、登校サポートルーム、こちらは保健室や空き教室を活用した別室登校でございます。

続きまして22ページ、こちらは学校からのオンライン授業の配信でございます。

続きまして25ページ、こちらは適応指導教室「みらい」でございます。

続きまして27、28ページは民間施設であるフリースクール、フリースペースなどについて記載してございます。不登校児童生徒が自分に合った学びの方法を選べるように配慮してございます。

そして、26ページにお戻りください。適応指導教室「みらい」で(5)VLP(バーチャルラーニングプラットフォーム)というところを御覧ください。来年度より東京都の事業を活用し、バーチャルラーニングプラットフォームの運用を開始いたします。バーチャルラーニングプラットフォームとは、いわゆるメタバース登校でございまして、インターネットの仮想空間に登校することです。タブレットパソコンを使い、インターネットの仮想空間に登校後、不登校児童生徒が自分のアバターを使い、画面上で操作しながら「みらい」とインターネットで接続し、「みらい」の朝の会や帰りの会、そして授業を受けたり、「みらい」の教員とオンラインで相談したり、友達同士で交流できるようにしていく予定でございます。

続きまして29ページを御覧ください。第3章の出席の取扱いでございます。これまで学校からのオンライン授業につきましては、出席扱いとはしておりませんでした。子どもたちの頑張りを認める方法として、画面に顔を出すなど、双方向のやり取りにて本人確認ができれば出席扱いといたしました。また、併せてフリースクール、フリースペースに通っている場合につきましても、本人の社会的自立を支援する方針から出席扱いといたしました。

続きまして32ページを御覧ください。第4章の「保護者の皆さんへ」についてです。これまで不登校児童生徒の保護者から、我が子が不登校になったときに、どこに相談したらよいか分からないというお話を頂いておりました。保護者を支援するために学校や教育センターなど、様々な相談機関に連絡できるように示してございます。

以上が主な内容となっております。

では、11ページにお戻りください。今後の予定でございます。このガイドラインにつきましては、学校に配布し、4月に入り区のホームページ、そしてスクリレにて配信をする予定でございます。以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 このガイドラインが誰向けかというのは、そういう視点で読んでみると、第1章は学校の先生や、それからサポーターの方向けという感じ。第2章と第3章と第4章は主に保護者の方向け、もちろんお子さんも関係しますけれども、保護者の方向け。そういう感じなのでですね。

教育センター所長 委員おっしゃるとおり、第1章につきましては教員対象、第2章、第3章、第4章につきましては保護者向けでございますが、教員も併せて、こういう選択肢があるのだということで教員向けにも第2章、第3章は作ってございます。

坂田委員 そういう意味では、各章によって誰が誰に呼びかけているのかというのが、違いがあって、区の文章なので、例えば第1章は、最初のところが「教職員は」で始まるのです。最初のパラグラフは区の立場なのですけれど、それ以降はどちらかというとならぬと教員の人たち、若しくは職員もあるかもしれないけれども、そういう人たちに向けた呼びかけになっていて、若干その辺のところ、章によって性格が違うなという感じはしました。

より本質的なのは、保護者の方から見ると、どこを読むのがいいのかというか、いろいろな悩みをお持ちなのですけれど、悩みごとに、「そういうお悩みだったらここを読んでください」とかいうのがあってもいいのではないかなと思いました。全部読んでもらえればもちろんいいのですけど、いろいろ書いてあって、さっき何で最初に枕を申し上げたかというとならぬと、第1章が教員向けなので、親御さんから見ると第1章を飛ばして、その次に進まないとならぬとはいけないのですけれど、第1章から読んでしまうと、そこで止まってしまうとよくないので、典型的には「こういうお悩みだったらここを読んでください」とかいうのがあってもいいかなと思えますけれども、どうでしょうか。

教育センター所長 御指摘ありがとうございます。保護者が第1章から読んでしまうとなかなか御理解いただけないところがございまして、しっかり保護者向けのところ、例えばスクリーンに配信するところは第2章からにするとかというように割愛をしながら、理解できるような形で配信させていただきたいと思っております。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

長島委員 不登校になりそうな、あるいは現に不登校という状態にある子どもたちとその家庭というのは、様々な状況だと思うのですね。場合によっては親と子がうまくいってないというのがあると思うのですけれど、こういったガイドラインで今後の予定のところを見ると、保護者の方にはこういう形で周知しますなのですが、特に中学生ですかね。子どもたちにどういった形で、例えば「こういう相談機関があります」とか、「こういう道もあります」みたいな、あるいは「こういう居場所があります」みたいなところは、どういった形でここでは

考えているのですか。

教育センター所長 このガイドラインにつきましては、教員向け、又は保護者向けに作っております。児童生徒向けというところでは作成しておらず、御指摘を受けましたので、来年度に向けて子どもたち用の概要版というか、そういったものも作成していこうかと考えております。

長島委員 ぜひ作成してもらいたいと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

小林委員 20ページの早期支援の取組を見せていただいておりますが、負担が学級担任にかかりそうな気がします。その辺りはいかがでしょうか。

教育センター所長 学校には学級担任1人だけが抱え込まないように組織的に、校長を中心にケース会議を開いたりというところで、校長、養護教諭、特別支援教育コーディネーターなどいろいろな人材を活用しながら、不登校解消に向けてしっかり支援をしていくというところでお話をしてまいりますので、必ずしも学級担任1人に負担が行くということがないようにしたいと思っております。

小林委員 分かりました。働き方改革をやっていますので、よろしく願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。では、次に移らせていただきたいと思います。報告事項ウ「荒川区芸術文化振興プラン(案)の策定について」を議題といたします。須田文化交流推進課長、説明をお願いします。

文化交流推進課長 御手元の資料41ページを御覧いただければと思います。「荒川区芸術文化振興プラン(案)の策定について」御説明させていただきます。こちらは12月8日に教育委員会にて素案を教育委員の皆様方に御説明させていただきました。そこで様々な御意見を頂きました。ありがとうございます。今回の説明につきましては、教育委員の皆様方から頂いた御意見とその後に議会報告、また区民の皆様方にパブリックコメントを行いましたので、そちらの結果について本文に反映させていただきましたので、そちらの御報告になります。

恐れ入ります、43ページの別紙1を御覧いただければと思います。こちらパブリックコメントの実施結果でございます。パブリックコメントの募集期間につきましては令和5年12月21日から令和6年1月11日まで22日間ございました。対象につきましては記載のとおりとさせていただきます。

実施方法につきましては、区報、ホームページのほか文化交流推進課、情報提供コーナー等で閲覧にさせていただいたものでございます。

意見の提出件数といたしましては10名の方から、意見の件数の数といたしましては19件ございました。意見の内訳につきましては記載のとおりでございます。

意見の概要及び意見に対する区の考え方でございますけれども、頂いた19件のうち、実際にプランに反映させていただくのは1件でございます、あとは既に盛り込まれていた内容が14件、意見・要望としてお聞きするものが4件ございました。

実際のパブリックコメントの意見の一覧につきましては、次の44ページから記載してございます。実際に意見をプランに反映させていただきましては9番でございます、46ページに記載の上から二つ目でございます。こちら各活動が点で終わっているのもったいないということで、いろいろな取組を広がりにつなげてはどうかという内容でございます。こちら、資料の105ページになりますけど、施策1-3に記載させていただきまして線を引かせていただいているのですが、上から5行目になります。「芸術文化に関わる多様な主体が連携・交流していくことで、新たな発想が生まれ、活動の広がりにつながるよう支援を進めます」ということで、御意見を組み込ませていただいております。

そして、教育委員の先生方から頂いた御意見につきましては、反映状況につきましては別紙2、51ページを御覧いただければと思います。小林委員から頂きました藝大の学生が荒川区に多く住んでいるのだけれども、卒業したら出て行ってしまうということで、芸術家の卵を育てながら、まちづくりに生かすことはできないかという御意見を頂きました。

こちらなのですが、105ページに、若手アーティストとの連携ということで、明確に記載させていただきましても、そういった取組を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、坂田委員から頂きました御意見なのですが、51ページの下の方なのですが、キーワード、1番目の「すべての区民が主役になる」というところについて、キーワード若しくはキーワードの説明部分に、多少「子ども」という言葉があったほうがよいのではないかとということで、こちらの御意見につきましては、95ページになるのですが、「ひろげる」というところに「未来を担う子どもの世界を広げることにつながります。子どもから高齢者まで」として「子ども」を強調した記載にさせていただいております。

続きまして、長島委員から御意見を頂いたところでございますけれども、「子どもの創造力を高める」ところに、藝大との連携事業で音楽分野、ワークショップと記載があるが、これらの事業を大事に継続して行ってほしいという御要望を頂いているところでございます。

こういった趣旨の内容につきましては、107ページの施策2-1「優れた芸術に触れる機会の提供」及び施策2-2「創造性を育む芸術文化活動の推進」に記載させていただいております。今後も引き続き藝大と連携させていただいて、子どもたちが音楽などの芸術文化に触れる機会を提供していきたいと考えているところでございます。

続きまして、長島委員から頂いた御意見、資料で申し上げますと59ページになるのですが、年号等の表記についてというところで、それぞれ年の記載しかなかった部分ではある

のですが、法律の改正などは頻繁にあるということで「月」まで書いたほうが正確ということと、閣議決定につきましても、しっかりと「月」まで記載したほうがよいということで御意見を頂いたところでございます。こちら、法律の策定月も追記させていただいたところでございます。

このように様々意見を頂きまして、プランに盛り込ませていただいたところでございます。なかなか我々だけでは気付かないところを多く教えていただいたということで、より一層厚みが出たのではないかと考えているところでございます。本当にありがとうございました。

報告は以上でございます。

教育長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 パブリックコメントの意見を読ませていただいたのですが、確かになるほどなどという御意見が多くて、直接表現に反映したものとそうでないものがありますけれども、我々としてもすごく参考になる御意見だったと思います。以上です。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員 パブリックコメント、私も丁寧に拝見させていただいたのですが、貴重な意見がありました。同時に荒川区の芸術文化に対する期待というのがこれほどまでに高いのかと思いました。芸術文化振興は期待されているお仕事かと思しますので、よろしく願いいたします。

教育長 そのほかよろしいでしょうか。では、以上とさせていただきます。

続いて、報告事項工「令和5年度『奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会』の結果について」、青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「令和5年度『奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会』の結果について」御報告させていただきます。委員の皆様の御手元でございます黄色い冊子、子ども俳句相撲大会の句集も併せて御覧いただければと思います。

まず、奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会についてでございますが、全小学校を対象に出場チーム（2人1組）を公募しまして、予選申込み77チーム、参加校15校の中から、荒川区俳句連盟が選句し、12チームを選出いたしました。その後、書面審査により横綱を決定したものでございます。

大会概要でございますが、予選句を募集し、12チームを決勝に選出。決勝戦は書面審査。審査員の点数の合計順に横綱から関脇（4位）を決定いたしました。入賞チームの句集の配布並びに上位3チームのパフォーマンス映像を撮影し、動画配信を3月末に行う予定でございます。

決勝出場校でございますが、第三瑞光小学校、汐入東小学校、第六瑞光小学校、第二峡田

小学校、第三峡田小学校、第九峡田小学校、尾久第六小学校でございます。

対戦結果のうち、横綱から西の大関まで御報告させていただきます。横綱は第九峡田小学校のはいくよこづなチーム。東の大関、2位でございます。第六瑞光小学校のShooting Star。西の大関、3位でございます。第六瑞光小学校のマカロンでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

長島委員。

長島委員 予選があって12チームが出てきて、決勝ということだと思っておりますが、決勝戦は、句を見せていただくと、あさりとかも必ず入っているのですかね。決勝のやり方というか、縛りというか、こういうことでやりますみたいな。どういうふうになっているのでしょうか。

生涯学習課長 今回は決勝に出た句、すべてを俳句審査員が見て評価しているものでございまして、あさりという季語が入っているものも、もちろんありますし、それ以外にもあさりが入っていない春雷ですとか、春の季語をテーマにしておりますので、それは児童で決めているところでございます。

今回、配付した黄色い冊子の5ページのところ、二つ目の項目に説明がございます。本大会の句につきましては、予選は「春の季節」、決勝戦は「春雷」、「あさり」の兼題を基に作っております。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、報告は以上とさせていただきます。

本日、御用意した案件は以上となります。

その他の報告事項として教育委員会の日程について、事務局から説明してください。

教育総務課長 159ページを御覧いただければと思います。今回修正はございません。ただ、3月19日に中学校の卒業式、21日に小学校の卒業式がありますので、よろしくお願いいたします。また、3月22日の13時30分から総合教育会議を開催いたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。また、161ページ以降に令和6年度の教育委員会の日程を添付しておりますので、御覧いただければと思います。以上でございます。

教育長 以上をもちまして教育委員会令和6年第5回定例会を閉会させていただきます。

了